

平成 24 年 12 月 13 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

### 三菱東京 UFJ 銀行による経済制裁規制に関する米国当局との合意について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 <sup>ながやす</sup> 永易 <sup>かつのり</sup> 克典）の子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀行（頭取 <sup>ひらの</sup> 平野 <sup>のぶゆき</sup> 信行）は、米国の経済制裁規制に対する違反と見られ得る行為があったとして、米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control）との間で和解金約 8.6 百万米ドルを支払うことで合意した旨を、本日下記資料のとおり発表いたしました。

関係者の皆さまにご迷惑、ご心配をおかけしましたことにつき、心よりお詫び申し上げます。

弊社では、適切な業務運営を行っていくとの観点から、弊社グループ全体の内部管理、コンプライアンス管理について、引き続き不断の改善に努めてまいります。

以 上

（照会先）

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 広報部 03-3240-7651

平成 24 年 12 月 13 日

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

### 経済制裁規制に関する米国当局との合意について

株式会社三菱東京 UFJ 銀行（頭取 <sup>ひらの</sup>平野 <sup>のぶゆき</sup>信行）は、米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control 以下、OFAC）との間で、2006～2007 年の期間に米国の経済制裁規制に対する違反と見られ得る行為があったものとして、今般、和解金約 8.6 百万米ドルを支払うことで合意いたしました。

関係者の皆さまにご迷惑、ご心配をおかけしましたことにつき、心よりお詫び申し上げます。

本件は、米国の定める経済制裁国向けの決済取引について 2007 年に弊行で自主的な社内調査を行い、OFAC に対し調査結果を報告するとともに、その取扱いにつき協議を続けてきた結果、今回、その一部取引は制裁規制違反行為と見られ得るということで双方が合意したものです。なお、弊行ではその他の関係当局とも緊密に報告・協働し、真摯に対応しております。

弊行では、この間、事務管理態勢等の徹底的な見直しを実施しており、OFAC では今回の合意に際し、弊行がこれまで顕著な改善措置を講じてきたと認識頂いておりますが、引き続き、法令等遵守態勢および内部管理態勢等について、不断の改善に努めてまいります。

以 上